

## 群馬県立県民健康科学大学オープンアクセス方針

### (趣旨)

1. 群馬県立県民健康科学大学（以下「本学」という。）は、本学において作成された研究成果を学内外に無償で提供することにより、学術研究活動のさらなる発展に寄与するとともに、情報公開の推進と社会に貢献することを目的として、オープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

### (研究成果の公開)

2. 本学は、学術雑誌に掲載された研究者の研究成果を、「群馬県立県民健康科学大学学術機関リポジトリ」（以下「リポジトリ」という。）によって公開する。ただし、研究成果の著作権は本学には移転しない。

### (適用の範囲)

3. 本方針は、本方針施行後に出版される研究成果に適用する。ただし、本方針施行以前に出版された研究成果の公開も推奨する。

### (適用の例外)

4. リポジトリでのオープンアクセス化を行う場合において、著作権等の理由により公開が不適切である場合、本学は当該研究成果を公開しない。

### (研究成果の提供)

5. 研究者は、リポジトリで公開する研究成果について、できるだけ速やかにリポジトリ登録が許諾される著者最終原稿等の適切な版を、本学に提供する。

リポジトリへの登録・公開、公開後のデータ利用等、リポジトリに関する事項は、「群馬県立県民健康科学大学学術機関リポジトリ運用指針」に基づき取り扱う。

### (その他)

6. 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。

### 付 則

この方針は、令和3年4月10日から施行する。